

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人七尾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条に規定する役員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

### (報 酬)

第2条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

- |     |              |            |         |
|-----|--------------|------------|---------|
| (1) | 理事（会長）       | 月額         | 80,000円 |
| (2) | 理事（会長を除く）、監事 |            |         |
|     |              | 会議1回の出席につき | 5,000円  |
|     | 評議員          | 会議1回の出席につき | 4,000円  |

### (報酬の支給方法)

第3条 月額報酬を受ける役員が月の中途において就任した場合は、その日から月の中途において任期が満了し、辞職し、又は死亡した場合はその日までの分に対して、それぞれ、その月の報酬を日額計算により支給する。

### (報酬の支給日)

第4条 報酬の支給日は、日額報酬にあつては、職務に従事した日、月額報酬にあつては、毎月21日とする。ただし、報酬の支給日が日曜日、休日又は土曜日に当たる場合は、その直前の平日（日曜日、休日又は土曜日に当たらない日をいう。）とする。

### (費用弁償)

第5条 役員等が業務のため旅行したときは、費用弁償として七尾市職員の旅費支給条例の適用を受ける7級の職務にある者に相当する額を支給する。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。